

平成28年 9月21日

桑名市議会議長 南 澤 幸 美 様

都市経済委員会  
委員長 愛 敬 重 之

## 都市経済委員会調査研究報告書

本委員会の所管事務調査について、下記のとおり調査研究結果を報告します。

記

### I 調査研究事項（事業評価対象事業）

- 市民農業塾推進事業について
- 小規模事業資金保証料補給金事業について

### II 委員会の開催状況及び内容

月 日	協議内容等
4月11日	○ 調査研究事項（事業評価対象事業）の検討
5月11日	○ 調査研究事項（事業評価対象事業）の現状確認 ○ 行政視察先の決定等
7月15日	○ 行政視察 【名古屋市】 名古屋市中小企業融資制度について 名古屋市中小企業振興基本条例について
7月29日	○ 行政視察の総括と具体的な事業評価内容の検討
8月22日	○ 委員会調査研究報告書の調整
9月 日	○ 委員会調査研究報告書の最終調整

### Ⅲ 先進地への視察

#### 名古屋市

##### 「名古屋市中小企業融資制度について」

名古屋市では、中小企業に対する融資制度については、大きく分けて二つ用意されている。

ひとつは、名古屋市信用保証協会を通じた保証付きの融資制度であり、もうひとつが小規模事業金融公社による融資制度である。

平成 23 年 6 月に全国で 5 番目に設立された名古屋市信用保証協会は、国の中小企業対策が開始されてくる段階で設立された。市で設立されている信用保証協会は少なく、横浜市、名古屋市、川崎市、岐阜市の 4 つしかない。

小規模事業金融公社は、高度経済成長を迎えるにあたって、小規模事業者に対する融資が金融機関等で難しい中、経済界からの要請を受けて昭和 36 年に名古屋市が設立し、その後法人格を取得し運営を行っている。直接、中小企業に融資するのは全国的にも例を見ない。設立に対する名古屋市の出資割合は、2 億 4,000 万円のうち 2,000 万円。実際に融資する際の原資については、毎年、貸付のかたちで市が予算計上を行っている。融資時の審査について、特別厳しいものではないが、審査部門はしっかりしており、融資にあたっては現地に赴き、実際の状況を確認している。

各制度における実績については、平成 26 年度で、名古屋市信用保証協会の融資実績が、7,239 件、865 億 1,800 万円余となっており、20 人以下の事業所が全体の件数で 92.4%、金額で 85.6%を占めている。対象の業種としては、建設業、卸売業、製造業、サービス業と続く。融資種別としては、融資金額の多い順に、小規模企業等振興資金、経営強化支援資金、経営安定資金、新事業創出資金となっている。全体では前年度を下回っており、件数で 8.6%、金額で 16.3%の減少となっている。代位弁済の発生状況は 655 件、80 億 4,900 万円余、発生率は 2.5%で次第に減少してきている。新事業創出資金の事業種としては、融資金額の多い順に、サービス業、飲食業、小売業となっている。

小規模事業金融公社の融資実績は、平成 26 年度 614 件、39 億 6,500 万円余、20 人以下の事業所が全体の件数で 94.4%、金額で 92.4%を占めている。対象の業種としては、サービス業、建設業、製造業、卸売業、小売業、飲食業と続く。融資種別としては、融資金額の多い順に、経営活性化資金、創業・事業展開支援資金、ものづくり設備導入資金、商店街活性化促進資金となっている。全体では前年度を下回っており、件数で 2.1%、金額で 2.9%の減少となっている。管理債権の発生状況は 91 件、4 億 2,800 万円余となっている。

景気がわずかながら上がってきているためか、資金需要自体が減ってきているものと考えられる。しかし、新たな事業展開や設備投資を行うまでの余力はない状況であり、融資実績が減ってきているものと思われる。金融機関の直接融資する際の金利も低くなってきており、わざわざ保証料を支払い融資を受けるよりもプロパー融資を受ける方が有利と考える事業者もいると考えられ、従業員が 5 名以下のプロパー融資が難しい小規模事業者に多く利用されているものと考えられる。

中小企業者に向けたセーフティーネットの役割は大きい。今後の方向性については、創業に係る部分や資金繰り円滑化など、景気や国の動向を踏まえて、拡充を図るべく取り組んでいきたいと考えている。

## 「名古屋市中小企業振興基本条例について」

平成22年、中小企業憲章が閣議決定されたことを受け、全国の自治体において中小企業振興に関する条例制定の動きが広まった。そこで名古屋市では、平成25年4月、市民、大学、大企業等、地域全体で中小企業を支援するという概念を広く共有していこうと条例を制定した。

内容として、目的は市、中小企業者等の役割分担や施策の基本となる事項を定め、中小企業の振興を総合的に推進していくこととしており、基本理念に、中小企業者自らが経営基盤の強化等に自主的に努めるとともに、その取り組みに対して市、県、国、その他関係地方公共団体、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等の研究機関その他中小企業を支援する機関及び市民が連携して支援することを掲げている。

役割分担として、名古屋市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ効果的に実施していくこととしており、支援施策としては、経営基盤の強化、挑戦する意欲の増進、地域商業の活性化、人材確保等に取り組むこととしている。

小規模事業者への配慮としては、人、モノ、情報といった経営資源の確保が特に困難なことが多いことを踏まえ、小規模事業者の事情に配慮して施策を講じることとしている。また、年2回景況調査を行うほか、各種相談、専門家派遣及び企業訪問などにより中小企業の実態把握に努めるとしている。

条例制定により開始された制度としては、「成果を出せる企業塾」をめざす姿として名古屋市挑戦型企業塾を実施している。平成27年度の参加企業は58社にのぼり、具体的には、基礎的知識を身につける挑戦ナレッジ研究会、新たな事業展開・開発に進んでいくための挑戦プランニング研究会、具体的な方法について発表し課題解決を図る挑戦ソリューション研究会を開催し、過去には、参加企業がグループで工場等の空調システムを共同開発し、展示会での販売まで行った例もある。また、条例制定の前年度からの事業ではあるが、名古屋市小規模企業経営力強化設備投資補助金事業を開始し、小規模事業者の設備投資の経費の一部を補助するとともに、経営アドバイザーを派遣し、経営力強化事業計画の作成指導を行い、伴走型で支援を行っている。

市民との関わりとしては、人材確保の面で商工会議所、愛知県と名古屋市で組織する実行委員会がメッセ名古屋（異業種交流展示会）という展示会を実施し、学生をターゲットに中小企業の状況を知ってもらう取り組みを行っている。

また、平成28年3月に策定した、名古屋市産業振興ビジョンの中で、中小企業者、大企業、金融機関、大学等が連携して取り組む「ビジネス・エコシステム」を定義し、企業間同士のネットワークを構築しながら新たな価値を生み出し、人々が豊かで快適な暮らしに寄与していこうとする取り組みを行っている。

商工会議所や商店街連合会との連携については、メッセ名古屋や、商店街連合会に向けては各種補助制度のほか、NPOや大学に商店街を舞台にした様々な活性化事業を提案してもらい、選ばれた事業に対して100万円を上限に全額補助を行う「商店街にぎわい創出支援事業」を行っている。

条例の検証方法については、産業振興ビジョンの中で目標値を設定しており、進捗管理に努めている。今後は、中小企業の支援のほか、産業振興ビジョンに沿って重点産業分野である航空宇宙や医療介護福祉、環境エネルギーなどの新しい産業分野の振興に努めるとともに、ワークライフバランスなどの働き方改革の分野での取り組みを強化していくこととしている。

#### IV 調査研究結果（事業評価）

会計名称	一般会計		
事業名	市民農業塾推進事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
	「おおむね適正」		「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
○	「不適正」	○	「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>市民農業塾推進事業は、本市における農業従事者の高齢化や、後継者不足の状況を踏まえ、農地という土地資源と団塊世代の大量退職者という人的資源を融合させ、農業生産に関心の高い市民等を新たな農業の担い手として育成すること及び、余暇を利用して就農を希望する人などを対象に、農業に対する関心を高めることを目的に平成19年度に開始された事業である。</p> <p>事業開始当初の受講コースは、自家用・趣味程度に作物を栽培してみたい人のための畑科と、農家になりたいあるいは農業である程度の収入を得たい人の田畑科の2コースであったが、6期生からは、両科とも本格的に学びたいという内容に変更して行われてきた。</p> <p>本年度募集の塾生である10期生を含め、これまでの受講生は申込当初で195人、そのうち卒業人数は126人となっている。</p> <p>しかしながら、受講後本格的に農業経営を行っている人は、1期生1人、2期生1人および1期生10人が農地を借り野菜作りに携わっているのみである。農業塾終了後に就農できていない理由については、農業で生計を立てるレベルの農業経営を行うには、機械や施設整備に対する投資も必要となることや、農地の確保も困難であることが考えられる。</p> <p>このような実績を考えると事業の目的が達成されているとは言えず、費用対効果も見られない。本市の現状を考えると、趣味で農業を学びたい人に高額な予算を出す余裕はなく、農業従事者や法人などをお願いするべきである。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については「不適正」とし、今後の方向性については「休止・廃止」すべきものと判定した。</p> <p>なお、本年度から受講を開始した10期生については、卒業まで事業の継続を配慮されたい。また今後、本格的に就農したいと相談のあった方については、別の方向性を探って支援していく必要があると考える。</p>			

会計名称	一般会計		
事業名	小規模事業資金保証料補給金事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
○	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>小規模事業資金保証料補給金事業は、三重県の小規模事業資金融資制度を利用した中小企業者に対し、三重県信用保証協会に支払った保証料の一部を補給するものであり、桑名市小規模事業資金保証料補給金交付要綱に基づき、補給率は0.7%以内、対象期間は、運転資金が3年、設備資金が5年となっている。</p> <p>桑名市小規模事業資金保証料補給金交付要綱が交付された、平成25年5月10日以降の実績としては、平成25年が39件で2,160,085円、平成26年が44件で2,201,484円、平成27年が50件で2,506,251円となっており、増加傾向をたどっている。</p> <p>小規模事業者の金融面の負担をサポートすることにより、金融の円滑化を図るとともに、経営の安定化、設備近代化及び、市内での設備投資等により地域内再投資ができていたものと考えられ、一定の効果はあるものと思われる。</p> <p>しかしながら、補給後の各事業者の経営状況について把握に努めてはいるものの十分とは言えない。また、補給率や対象期間など事業者のニーズに合ったような形で事業が進められているか疑問である。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については「一部不適正」とし、今後の方向性については「改善・効率化し継続」すべきものと判定した。</p> <p>なお、今後の事業の推進に当たっては、補給後の各事業者の経営状況の経過を十分に把握・検証できるような形をとり、本市の中小企業のニーズに合った手法を考えていくべきである。</p> <p>また、本市では、小規模事業資金保証料補給金事業のほか、ものづくりサポート事業なども行っているが中小企業に対する支援は十分とは言えない。他市の事例も参考に、本市の中小企業が市内で事業展開できるような支援施策を考えていく必要があることを申し添える。</p>			